

山陽小野田市農業委員会

第35回

総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月12日午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	5	森田 祐三
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	1 1	五十嵐 奨
	1 2	村上 雅彦
	1 3	二井 一夫
	1 4	國吉 彰

4. 欠席委員

	3	中原 義治
	4	藤井 豊

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第161号 農地法第3条 権利の移動

議案第162号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第163号 現況証明願い

報告第76号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第164号 農用地利用集積計画について

議案第165号 農用地利用配分計画の案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第 35 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員は中原委員と藤井委員です。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名委員は 5 番森田委員と 6 番田中委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 161 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は 5 件です。</p>
局次長	<p>議案第 161 号番号 105 について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、南支所から北東へ約 1.1 k m に位置する第 3 種農地です。</p> <p>申請内容は下表のとおりです。</p> <p>公図は 3 ページをご覧ください。</p> <p>本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>
議長 1 2 番	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>現地報告をさせていただきます。</p> <p>5 月 2 日に事務局 2 名と國吉委員、私の 4 名で現地確認を行いました。</p> <p>周辺の状況は、道路や水路に囲まれた耕作中の農地です。</p> <p>譲受人は現在 4 反ほど耕作を行っており、規模拡大のため取得するそうです。また、農業機械等も揃っていることから、問題はないと思います。</p>
議長	<p>何か質問はありませんか。</p> <p>無いようでしたらこれより採決に入ります。</p> <p>議案第 161 号番号 105 に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>全員賛成により原案どおり承認することといたします。</p> <p>次に番号 106 について事務局の説明を求めます。</p>
局次長	<p>議案第 161 号番号 106 について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>4 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、市役所から北東へ約 3.2 k m に位置する第 2 種農地です。</p> <p>申請内容は下表のとおりです。</p>

公図は5ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番 現地の報告をさせていただきます。

1115-1につきましては、周囲が道路や水路に囲まれた農地です。譲受人の耕作地も近隣にあります。現在は保全管理中でした。

1276-1も同様に周囲を用水路で囲まれた農地です。こちらも保全管理中でした。その他特に問題となることはありませんでした。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第161号番号106に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号107について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第161号番号107について議案書をもとに説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は総合事務所から南西へ約1.7kmに位置する第2種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は8ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 4 番 現地の報告をさせていただきます。

5月2日に事務局2名と村上委員、私の4名で現地確認を行いました。

周辺の状況は、宅地や山林に隣接した農地となっています。

申請地の状況は管理された状態でした。

譲渡人は維持管理が困難なため、譲渡を希望していたところ、譲受人が農業を始めたいとの意向があり、譲り受けることになったそうです。農機具等も前の持ち主から譲り受けるとのことでした。以上です。

議長 何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、新規参入ですか。

局次長 申請時点では市外在住ですが、いずれ転入すると聞いています。時期に関しては不明です。

局長 4月から下限面積要件が撤廃されたことを受けての申請です。営農計画書に於いて、会長あてに誓約書を添付してもらったことになりました。誓約

書に関しては、農地法第3条第1項の規定により、農地等の権利移動の申請を行うにあたり、許可後下記の事項を遵守することを誓約する旨の内容になっており、1点目は「上記営農計画に基づき、確実に農作業を実施すること」、2点目として「原則、農地取得後最低2耕作を行うこと」、3つ目に、「毎年実施される農地利用状況調査及び、随時実施される農地パトロールに協力すること」、4つ目に「地域計画の策定に支障をきたすことがないこと」という条件を守るという誓約をしてもらっています。

議長

土地転がしではないということですね。わかりました。
他に質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第161号番号107に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)

局次長

全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号108について事務局の説明を求めます。
議案第161号番号108について議案書をもとに説明いたします。
9ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から北東へ約1.8kmに位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公函は10ページから12ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

14番

現地の報告をさせていただきます。
場所は厚狭の不動寺原です。

譲受人は家を購入し、譲渡人が所有している農地も一緒に買い受けて農業を始めたいとの意向がありました。

申請地の状況は、少し草が生えていましたが、管理された状態でした。

取得後はジャガイモ等を耕作するとのことでした。

その他特に問題となることはありませんでした。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。
(挙手あり)

どうぞ。

5番
局次長

この方は新規参入とのことですが、 から移住されるのですか。
譲受人は、家と農地を購入しますので移住となります。

12番

元々この方は、 出身の方で、今回、家と土地を同時に手放したいという方がいたのでそれに乗っかってこちらに移住して農業をしたいとの

説明を現地で受けました。

5 番 現在この近辺で農地を国庫帰属させてほしいという依頼が来ていまし
て、この方に余力があれば引き受けてもらえないかなと思った次第です。

局長 営農計画を見ますと、農機具保有状況が、耕運機 1 台、草刈り機 2 台、
軽トラック 1 台、田植え機とコンバインはレンタルするとなっていました。
移住先の住宅には農業用倉庫がありますので、先ほど森田委員の話に
上がった農地の状況次第では耕作可能ではないかと思えます。そのあっせ
んをするのは担当農業委員の業務ですので、この地区担当の緒方委員に今
年の耕作状況を確認したうえで、適切に耕作が為されているようであれば、
その方向性で話をさせていただきたいと思えます。

5 番 見込みがあるならば、いったん保留にしておこうかと思うのですが。

局長 国庫帰属するにしても農業委員会の方にあっせん等の依頼が国の方から
あるようなので、いずれにせよ耕作できる農地は耕作してもらおうように
なると思えますので、そのあたりも含めて、様子を見たうえで対応してい
ただければと思えます。

5 番 分かりました。

議長 今回の申請地は 3 か所あって、全部ばらばらの位置にあると思えます
が、一番離れている農地まではどれくらいの距離がありますか。

局次長 9 ページの位置図をご覧ください。北側に位置する [] の隣に家が
あります。

7 番 家から南側の [] までが直線距離で 1 km もないくらいです。

議長 なぜ聞いたかと言いますと、耕作目的ならいいのですが、ソーラーパネ
ルの設置を考えているのではないかと、そこを危惧しているわけです。

局長 今から地域計画を策定しますので、その支障になるような土地利用はす
ることができません。まだ策定前の申請ですので、誓約はもらっていませ
ませんが、当然、他の営農に支障をきたすようなソーラーパネルの設置はでき
ません。もちろんソーラーパネルの設置ができる地域で 2 耕作以上かつ、
地域計画の支障にならない場合はやむを得ないとは思えます。

7 番 譲受人は、いつ頃こちらに移住されるかわかりますか。

1 4 番 ジャガイモを植えるとのことだったので夏頃ではないでしょうか。

7 番 わかりました。

議長 他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 161 号番号 108 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 109 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 161 号番号 109 について議案書をもとに説明いたします。
13 ページをご覧ください。
申請地は、埴生支所から南東へ約 2.6 k m に位置する第 2 種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 14 ページをご覧ください。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
1 4 番 現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、整備された果樹等が植えられた畑となっていました。
申請地も同様に整備され、果樹耕作中でした。
譲渡人は転居で維持管理が困難となり、手放したいとの意向があり、譲受人は隣接する畑を既に耕作中のため譲り受けることにしたようです。
譲受人は農機具等も揃っており、既に隣接地を耕作中なことから問題なく耕作可能であると思います。以上です。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 161 号番号 109 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 162 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

局次長 事務局の説明を求めます。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 12 件です。
議案第 162 号番号 191 について議案書をもとに説明いたします。
18 ページをご覧ください。
申請地は、市役所から東へ約 0.6 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は 19 ページ、土地利用図は 20 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
1 2 番 現地の報告をさせていただきます。周辺には宅地や耕作中の田が広がっていました。
当該地については保全管理中でした。

雨水処理に関しては道路側溝に、汚水に関しては公共下水道に接続して処理します。

3方をブロックで囲まれており、今後は左隣との境界もブロックをつけて、70 cm程盛り土をすとのことです。

境界については、既設構造物、畦畔で確認済みです。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 162 号番号 191 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 192 について、事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 162 号番号 192 について議案書をもとに説明いたします。

21 ページをご覧ください。申請地は、南支所から南東へ約 1.4 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は 22 ページ、土地利用図は 23 から 25 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 4 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、住宅が立ち並ぶエリアで、南側には、山口東京理科大学があります。申請地の状況は、荒廃地で昔の住宅の基礎が残っているような状態でした。隣の宅地と一体利用して集合住宅を建てるとのことです。

雨水は溜枘から水路に流し、汚水は公共下水道に接続します。

埋立はある程度の盛り土を行うとのことでした。

境界に関しては既設構造物で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 162 号番号 192 に賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 193 について、事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 162 号番号 193 について議案書をもとに説明いたします。

26 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から南へ約 0.3 k m に位置する都市計画法に定められ

た用途地域内の第3種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は27ページ、土地利用図は28ページをご覧ください。
本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長
1 2 番

次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、道路と宅地で囲まれていました。
申請地は畑として耕作中でした。
北側の土地と一体利用されるということです。
雨水に関しては、溜枡を設置して道路側溝へ排水します。
汚水に関しては公共下水に接続します。
埋立に関しては約30cm盛り土をします。
境界につきましては構築物で確認しました。
以上のことから特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第162号番号193に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)

局次長

全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号194について事務局の説明を求めます。
議案第162号番号194について議案書をもとに説明いたします。
29ページをご覧ください。
申請地は、市役所から北東へ約2.9kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は30ページ、土地利用図は31ページをご覧ください。
本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長
1 2 番

次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
周辺は、北側が水路、その他は道路に囲まれています。
申請地は保全管理中の農地でした。
雨水に関しては自然流下で北側の水路に排水します。
汚水に関しては合併浄化槽を設置して処理後に同様に排水します。
埋立につきましては、約1mの盛り土をする予定で、道路との高さを合

わせるとのことです。

境界につきましては、構築物、現況の道路や水路で確認しています。

市が一部道路拡張を行うということで、南側道路については買収が終わっていますが、そこについては、杭で確認しました。

以上のことから特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長

市の所有している隣接地、面積でいうと 44 m²の土地の現状はどうなっているのですか。荒廃地ですか。

局次長

市の方で用地買収が済んでおり、現状は全体的に保全管理中で、杭で区切ってありました。

議長

わかりました。他に何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 162 号番号 194 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 195 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 162 号番号 195 について議案書をもとに説明いたします。

32 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 2.2 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 33 ページ、土地利用図は 34 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、水路と、東側と北側については、保全管理された田と接しています。申請地は保全管理中でした。

雨水処理に関しては、西側の水路へ流します。汚水に関しては発生しません。埋立は行わず、そのまま利用するそうです。

境界に関しては、水路側にはすでに構築物がありますので、そちらで確認できています。農地との境界は、畦畔にて確認できています。

以上のことから特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 162 号番号 195 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 196 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 162 号番号 196 について議案書をもとに説明いたします。
35 ページをご覧ください。
申請地は、埴生支所から南東へ約 3.0 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 36 ページ、土地利用図は 37 ページをご覧ください。
本件は、立地基準及び一般基準に照らして、第 2 種農地の許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
1 4 番 現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、北側に国道があり、それ以外は休耕田となっています。
申請地の状況も休耕田となっています。
雨水処理に関しては、用水路に排水します。汚水は発生しません。
埋立は行わないとのこと。
境界に関しては畦畔等で確認できています。以上のことから特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 162 号番号 196 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 197 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 162 号番号 197 について議案書をもとに説明いたします。
38 ページをご覧ください。申請地は、南支所から東へ約 0.9 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 39 ページ、土地利用図は 40 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
1 2 番 現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、東側が道路、南側が宅地と畑、西側と北側が保全管理された土地となっていました。
申請地の状況は、保全管理中でした。

埋立は行わないとのことでした。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。汚水は発生しません。

境界に関しては、構築物と畦畔で確認できています。

なお、側溝へ排水するとのことでしたが、若干水はけが悪く、周囲への影響があるのではないかという懸念がありましたので、その辺の対応を現地でお願いしました。以上のことから特に問題ないと思います。これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

8 番 この土地は年二回水利組合が管理をしています。その時に出る刈草が堆肥のようになって臭気が出るということで、申請地南側に宅地があると思うのですが、そこから苦情が出たことがあります。

所有者はそこまで転用に乗り気ではなかったのですが、苦情が来て対応に困るくらいなら処分しようということで太陽光に転用したようです。ちなみに転用時に自治会長や水利組合長への同意は必要なのですか。

局次長 農業委員会への申請では同意は必要ありませんが、都市計画課の開発の方で 1000 m²を超える際は同意書を添付するようになっています。もし同意書が取れない場合は理由書を添付するようになっています。太陽光についてはセットバックして住宅から離れて設置するようになっています。

40 ページをご覧くださいとわかると思うのですが、住宅に近い部分については影や反射光対策のための緩衝地、保守や除草作業用のスペースが確保してあります。なお、南側の住宅の方からの同意は得られているとのことでした。

8 番 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 162 号番号 197 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 198、番号 199、番号 200、番号 201 までの 4 件は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 162 号番号 198、番号 199、番号 200 並びに番号 201 について議案書をもとに説明いたします。

41 ページをご覧ください。

申請地の 4 か所は、いずれも南支所から南東へ約 1.8 k m に位置する都

市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は41、44、47、50ページの下表のとおりです。

公図は42、45、48、51ページを、土地利用図は43、46、49、52ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

14番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、西側に市道があり、南東側にはJR小野田線の線路があります。一帯は申請地を含めて草地となっており、一部には保全管理されている圃場もありました。

雨水処理に関しては、周辺の水路へ自然流下で排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立は行わないとのことでした。

進入路に関しては市道から保全道を作ることです。

既にこの地区の北側には太陽光発電施設が設置されており、いずれは一帯が太陽光発電設備に変わるのではないかと思います。

境界に関しては、既設構造物や畦畔で確認できています。

以上のことから特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第162号番号198、番号199、番号200、番号201に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号202について、事務局の説明を求めます。

局次長 議案第162号番号202について、議案書をもとに説明いたします。

53ページをご覧ください。

申請地は南支所から南へ約2.3kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は54ページ、土地利用図は55ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

14番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、南北が宅地、西側には荒れた土地、東側は小野田線の線路があります。

申請地の状況は、荒れた土地になっています。

太陽光発電設備ですので、汚水は発生しません。

雨水は周辺に水路がありますのでそちらに自然流下となります。

埋立は行わないとのことでした。

申請地への進入路の位置は線路側の道からとなります。

境界につきましては、既設構造物と畦畔で確認しています。

以上のことから特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 162 号番号 202 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 163 号「現況証明願いについて」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の「現況証明願い」は 1 件です。

議案第 163 号番号 48 について議案書をもとに説明いたします。

57 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北西へ約 3.2 k m の第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 58 ページをご覧ください。

申請地は、30 年以上前から耕作をされておらず、原野化しており、今後とも農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番

現地の報告をさせていただきます。

数十年前から荒れているということで、原野化してしまっていて、その中にいつ建てたかわからない作業所兼物置がありました。

周辺の状況は、東側が水路と山陽本線の線路、その他の 3 方は耕作されていない農地でした。

農地性はなく、今後使われる見込みはないため、非農地であると判断しました。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 163 号番号 48 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 76 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局次長

59 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は、番号 76 の 1 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 76 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 164 号「農用地利用集積計画」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

61 ページから 68 ページをご覧ください。

議案第 164 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 63 番から 130 番までの 68 件、220 筆、256,759 m²でございます。

ご審議の程お願いします。

(※農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、当該議事に参与することができないため、田尾会長一時退席)

職務代理者

何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 164 号は原案どおり決定することとします。

次に、議案第 165 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

70 ページをご覧ください。

議案第 165 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」について、議案書をもとに説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 5 年 4 月 28 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 31 番から 94 番までの 64 件、214 筆、240,979 m²です。

ご審議の程お願いします。

職務代理者

何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 165 号は原案どおり了承することとします。

(田尾会長 着席)

議長

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局次長

次回の現地調査は、6月5日(月)9時から、田尾会長と五十嵐委員でお願いします。

第36回総会は、6月13日(火)13時30分からで、会場は保健センター
集団指導室です。

議長

以上をもちまして第35回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後2時35分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

___番委員

議事録署名委員

___番委員